番号制度導入に伴う市町村課税システムの改修に係る論点(ガイドラインに盛り込むべき事項)について

O. ガイドラインの構成(市町村)

- 〇 全体要件
- 〇 税宛名システム
- 〇 個人住民税システム
- 〇 固定資産税システム
- 〇 法人住民税システム
- 〇 軽自動車税システム等
- 〇 収滞納管理システム

番号制度導入における地方税システムへの影響に ついての基本的な要件を整理

- ※都道府県と共通する事項はまとめて整理
- ※検討会での議論、アンケートの結果を踏まえ、各地方団体は納税義務者(個人・法人)の情報を税目横断的に管理する税宛名システムを持っているものと仮定

各課税システムについて

- 〇 影響の全体像
- 〇 番号制度導入後の主な業務の流れ
- 〇 主要機能要件

を整理

1. 全体要件・税宛名システムについて(1/7)

- (1)データベースへの「マイナンバー」「法人番号」の取得、管理
- (2)「マイナンバー」「法人番号」の真正性の確認
- (3)「マイナンバー」「法人番号」による検索機能の追加
- (4)業務画面表示、入力項目への「マイナンバー」「法人番号」の追加
- (5)帳票への「マイナンバー」「法人番号」の追加
- (6)名寄せキーへの「マイナンバー」「法人番号」の追加
- (7)情報連携基盤を通じた情報提供
- (8)情報連携基盤を通じた照会
- (9)情報連携記録の保存、開示
- (10)マイポータルへの情報提供の仕組み
- (11)個人情報保護、セキュリティーの確保等

1. 全体要件・税宛名システムについて(2/7)

(1)データベースへの「マイナンバー」「法人番号」の取得、管理

【論点】

①「マイナンバー」の取得方法

- ○マイナンバーの告知が無い場合(制度導入時など)
 - ・当該市町村に住所を有する者 → 住民記録システムから「マイナンバー」を取得
 - ・当該市町村に住所を有しない者→ 住基ネットから「マイナンバー」を取得
- ○マイナンバーの告知がなされた場合(申告、届出など)
 - ・当該市町村に住所を有する者 → 個人番号カードによる「マイナンバー」の真正性の確認又は 住民記録システムに「マイナンバー」の真正性を確認
 - ・当該市町村に住所を有しない者 → 個人番号カードによるマイナンバーの真正性の確認又は住 基ネットに「マイナンバー」の真正性を確認
 - ※マイナンバーのみによる本人確認は行わない
- ※具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる必要

②「法人番号」の取得方法

- ・納税義務者等からの告知等により取得
- ※具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる必要

1. 全体要件・税宛名システムについて(3/7)

(1)データベースへの「マイナンバー」「法人番号」の取得、管理(つづき)

③既存の識別番号との関係

・課税対象とはなり得るが付番されない個人、法人の存在を踏まえ、既存の識別番号に代替するのではなく、既存の識別番号に追加して「マイナンバー」、「法人番号」を管理

④「マイナンバー」が変更した場合の更新、履歴管理

- ・「マイナンバー」が変更等された場合に、変更前の「マイナンバー」による照会等に備え、履歴管理 を行う必要
- ※「マイナンバー」の変更事由については限定される方向

⑤「マイナンバー」「法人番号」を追加すべきデータベース

・税宛名システムに「マイナンバー」「法人番号」を追加し、既存の識別番号を紐付けて管理すれば、 各税目ごとのシステムについてはデータベースの改修は原則不要ということでよいか(税宛名システムにより税目横断的に納税義務者等を管理していることが前提。共通の税宛名システムが無い場合や、個別税目のみで管理しているデータがある場合にはそれぞれのデータベースの改修が必要)

⑥「マイナンバー」の利用範囲

・税宛名システムでマイナンバー法で定める「マイナンバー」利用範囲以外の業務についても管理を 行っている場合には、当該業務で「マイナンバー」が参照等されないような措置を講ずる必要

1. 全体要件・税宛名システムについて(4/7)

(2)「マイナンバー」「法人番号」の真正性の確認

【論点】

- ①「マイナンバー」の告知を受けた際の番号の真正性確認(既に「マイナンバー」 を取得している場合)
 - ○告知を受けた「マイナンバー」、4情報を既存のデータベースと突合
 - i)一致する場合 → データベースに属性情報を登録
 - ii)一致しない場合
 - ・当該市町村に住所を有する者 → 住民記録システムに「マイナンバー」、4情報を確認
 - → データベースに属性情報を登録
 - ・当該市町村に住所を有しない者 → 住基ネットに「マイナンバー」、4情報を確認
 - → データベースに属性情報を登録
 - ※具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる必要
- ②「法人番号」の告知を受けた際の番号の真正性確認(既に「法人番号」を取得している場合)
 - ○告知を受けた「法人番号」をホームページ等又は国税庁長官から提供を受けた情報と突合
 - ※具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる必要

1. 全体要件・税宛名システムについて(5/7)

- (3)「マイナンバー」「法人番号」による検索機能の追加
- 〇税宛名システム、各税目システムに「マイナンバー」「法人番号」による検索機 能を追加
- (4)業務画面表示、入力項目への「マイナンバー」「法人番号」の追加
- 〇税宛名システム、各税目システムに「マイナンバー」「法人番号」の表示、入力 項目を追加
- (5)帳票への「マイナンバー」「法人番号」の追加

【論点】

- ①申告書、届出等への「マイナンバー」「法人番号」記載欄の追加
 - ・申告書等に、書類の提出者その他必要な者(※)の「マイナンバー」「法人番号」記載欄を設ける
 - ・具体的にはマイナンバー法の成立を踏まえた、地方税法施行規則等の改正を踏まえる必要
 - ※ 控除対象配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者、給与支払報告書等に記載すべき者を想定
- ②各種書類への「マイナンバー」「法人番号」の記載
 - ・他の行政機関への通知等に「マイナンバー」「法人番号」を記載
 - ・プレ申告書の送付を行う場合、「マイナンバー」「法人番号」を記載しないこととしてはどうか
 - ・納税通知書は、個人情報保護の観点から、原則「マイナンバー」を記載しない
 - ・納付書は現行通り納付書の番号を記載することとしてはどうか
- ③各種証明書、課税台帳等への番号の記載
 - ・個人情報保護の観点から、原則「マイナンバー」を記載しない

1. 全体要件・税宛名システムについて(6/7)

(6) 名寄せキーへの「マイナンバー」「法人番号」の追加

【論点】

①既存の名寄せキー(4情報等)との関係

・既存の名寄せキーに加え、「マイナンバー」「法人番号」による名寄せができるようにする。(「マイナンバー」のみによる本人確認は行わないこと、「マイナンバー」、「法人番号」が付番されない者がいることを踏まえ、既存の名寄せキーも必要)

(7)情報連携基盤を通じた情報提供

※情報連携の具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる必要があるが、現時点で地方税システムとして想定される論点は以下のとおり

【論点】

①「符号」の管理

•情報連携を行うために必要な「符号」について既存の識別番号を紐付けて管理する必要

②情報連携基盤を通じて提供する情報の管理

- ・情報連携により提供する情報について、提供可能な状態(データベースの管理、データレイアウト・文字コードの標準化等)で管理する必要
- ・具体的な提供情報については、個人住民税に係る情報を想定(→個人住民税システムの項目を 参照)
- ・提供情報の更新頻度について検討する必要(リアルタイムの更新は困難か。改修負荷はどうか。)

1. 全体要件・税宛名システムについて(7/7)

(8)情報連携基盤を通じた照会

※情報連携の具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる 必要があるが、添付書類の省略等のため情報連携基盤に照会し、回答を表示 するための機能を追加する必要

(9)情報連携記録の保存、開示

※情報連携記録の保存、開示の具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる必要

(10)マイポータルへの情報提供の仕組み

※マイポータルへの情報提供の具体的な仕組みや、マイポータルを通じて提供する具体的情報については、今後の政府における検討を踏まえる必要

(11)個人情報保護、セキュリティーの確保等

- ※情報保護評価の実施、地方団体内部での情報連携の在り方など、個人情報保護、セキュリティーの確保のための具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる必要
- ※システムの利用、運用マニュアルの修正が必要

2. 個人住民税システム(1/2)

(1)情報連携基盤を通じた情報提供

○地方税分野において情報連携により提供する情報の中心は個人住民税に係る課税情報、所得情報、控除等の情報であることを踏まえ、情報連携の開始時点までに連携に必要なデータベースの整備等の措置を講ずる必要がある。

【論点】

①提供する情報の種類

- ・提供する情報については、税額、所得の額、控除額、扶養者数が想定される
- ・具体的な連携データ項目としては、「地域情報プラットフォーム標準仕様書 自治体業務アプリケーションユニット標準仕様(業務ユニットー個人住民税)」(別紙)を参考として、ユースケースの具体化を踏まえて引き続き検討する
- ・情報連携による二重扶養のチェックの効率化のため、「本人が扶養されているか」を連携データ項目とすることとしてはどうか。

②情報の更新の頻度

- ・当初課税に係る情報、当初課税後の修正についてどの程度のタイムラグで更新することが可能か
- ・更新の時点について明示することが必要

2. 個人住民税システム(2/2)

(1)情報連携基盤を通じた情報提供(つづき)

③証明制御されている者、未申告者の取り扱い

・課税はされているが証明制御の処理が行われている者や未申告者について所得情報の照会が あった場合には、証明制御がなされている旨が分かる形で照会に対する回答を行い、申告等を促 すこととすべきか

3. 固定資産税システム(1/2)

(1)納税義務者の「マイナンバー」、「法人番号」の取得方法

○固定資産税(土地・家屋)については、現時点で「マイナンバー」「法人番号」の 記載が予定されていない登記異動通知をもとに課税を行っていることを踏まえ、 付番のための仕組みを構築する必要がある。

【論点】

①「マイナンバー」の取得方法、タイミング

- ・登記所からの通知に「マイナンバー」が記載されない場合の付番方法(土地、家屋)については、
 - i)登記所からの通知情報(氏名、住所)を基に、住民記録システムに「マイナンバー」、4情報を確認する(当該市町村に住所を有する者)
 - ii)登記所からの通知情報(氏名、住所)を基に住基ネットに「マイナンバー」、4情報を確認する (当該市町村に住所を有しない者)
 - iii)減免、特例等の申請の際に告知を受ける
- こととすることとしてはどうか。 i)、ii)による場合、同姓同名、同住所の者を識別するための措置を講ずる必要
- ・償却資産については申告の際に「マイナンバー」「法人番号」の告知を受けることでよいか

②「法人番号」の取得方法、タイミング

・「法人番号」の取得方法については、減免、特例等の申請の際に告知を受けるほか、ホームページ等の公開情報により確認

3. 固定資産税システム(2/2)

(1)納税義務者の「マイナンバー」、「法人番号」の取得方法(つづき)

③共有宛名の取り扱い

・共有宛名については、現在も個人、法人と別管理をしており、「マイナンバー」、「法人番号」を利用しないこともあり得るか

4. 法人住民税システム

(1)納税義務者の「法人番号」の取得方法

【論点】

①「法人番号」の取得方法、タイミング

- ・法人住民税については、法人設立等申告書をもとに宛名の整備を行っているが、新設法人への「法人番号」の通知のタイミングによっては、この時点で「法人番号」が付番されていない可能性があるが、法人住民税申告時点で「法人番号」が記載されていれば問題無いか。
- ・ホームページによる「法人番号」の公開や国税庁長官からの提供にタイムラグがある場合の真正性の確認についてどのように考えるか。
 - ※具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる必要

5. 軽自動車税システム等

- ※軽自動車税、事業所税その他諸税については、全体要件に挙げたもの以外の 独自の論点は特に無いか
- ※国民健康保険税については、国民健康保険料の対応を踏まえる必要

データー覧

NO	情報名	+-	データ型	桁数		コード		回数	外字	項目説明
	н хтен	'	, , , =	113.82	CD	コード名	最小	最大	使用	77. H W// 1
1	個人住民稅情報						1	1		
2	識別番号		X	15			1	1		個人(法人を含む)を識別する番号
3	相当年度		Х	4			1	1		賦課の対象となる年度(課税すべき年度)
4	異動区分		X	2		異動区分	0	1		連携するデータが新規に連携するデータなのか、変更データ なのかを判断する区分
5	更正年月日		日付情報				0	1		賦課更正を行った年月日
6	更正事由		Х	1		更正事由	0	1		住民税の更正事由を表すコード(決定、更正、取消等)
7	課税非課税区分		Х	1		課税非課税区分	0	1		課税か非課税かを区別するコード
8	非課税区分		Х	2		非課税区分	0	1		非課税の種類(理由)を表すコード
9	未申告区分		Х	1		未申告区分	1	1		未申告者であるかを表すコード
10	市区町村民税額						0	1		市区町村民税(県民税除く)の総額(市区町村民税均等割額 +市区町村民税所得割額)
11	市区町村民税均等割額		S9	13			0	1		地方税法第292条第1項第1号。地方税法第323に規定する市区 町村民税の減免があった場合は、減免後
12	市区町村民税所得割額		S9	13			0	1		地方税法第292条第1項第2号。同法第323に規定する市区町村 民税の減免があった場合は、減免後。同法第314条の7(外国 税額控除)及び同法附則第5条第2項(配当控除)の規定は適 用しない
13	総合分						0	1		総合課税の対象になる所得
14	営業所得額		\$9	13			0	1		
15	農業所得額		S9	13			0	1		肉用牛の売却による所得(免税対象の所得)を含む
16	不動産所得額		S9	13			0	1		
17	利子所得額		S9	13			0	1		
18	株式配当所得額		S9	13			0	1		市配当控除が1.6%の配当所得
19	証券投資配当所得額		S9	13			0	1		市配当控除が0.8%の配当所得

データ一覧

NO	情報名	+-	データ型	桁数		コード	出現	回数	外字	
INO	IFI HX CI	7) /至	111 8X	CD	コード名	最小	最大	使用	·
20	外貨建配当所得額		\$9	13			0	1		市配当控除が0.4%の配当所得
21	配当控除無配当所得		\$9	13			0	1		市配当控除が0%の配当所得
22	給与所得額		\$9	13			0	1		税法上の給与控除額を超える特定支出控除がある場合は、そ の控除後の額
23	公的年金等雑所得額		S 9	13			0	1		公的年金等の雑所得
24	その他雑所得額		S 9	13			0	1		公的年金等以外の雑所得
25	雑所得合計額		S 9	13			0	1		(公的年金等雑所得額 - 公的年金等控除額) + その他雑所得額
26	短期譲渡所得額		S 9	13			0	1		特別控除後の金額
27	長期譲渡所得額		S9	13			0	1		特別控除後損益通算前1/2前の金額
28	一時所得額		S9	13			0	1		特別控除後損益通算前1/2前の金額
29	譲渡一時所得額		S9	13			0	1		
30	総所得額		S 9	13			0	1		地方税法第32条第1項、第313条第1項
31	非課税配当所得		\$9	13			0	1		住民税課税対象外の配当所得。平成16年度以降の場合は、セットされない。
32	配当割額		S 9	13			0	1		所得割額から控除する配当割額控除額を算出するための基となる額。 特定配当等に関する所得の金額×3%
33	給与収入額		S9	13			0	1		給与主たる収入額 + 給与一般収入額 + 給与専従者収入額
34	給与主たる収入額		S9	13			0	1		特別徴収分(特徴給報)の給与収入額(給与収入額の内数)
35	給与一般収入額		S 9	13			0	1		「給与主たる収入額」、「給与専従者収入額」以外の給与収入額(給与収入額の内数)
36	給与専従者収入額		\$9	13			0	1		専従者本人が給与として得た金額のうち事業専従者控除として認められた金額(給与収入額の内数)
37	公的年金収入額		S 9	13			0	1		国民年金・厚生年金・共済年金などの収入額。(公的年金等 控除前)
38	特定支出控除額		\$9	13			0	1		給与所得者が特定支出をした場合、その年の特定支出の合計 額のうち、給与所得控除額を超える分の金額。

データ一覧

NO	情報名	+-	データ型	桁数		コード	出現		外字	項目説明
					CD	コード名	最小	最大		
39	総合短期特別控除額		S9	13			0	1		譲渡短期所得額において、控除された特別控除額
40	総合長期特別控除額		S9	13			0	1		譲渡長期所得額において、控除された特別控除額
41	一時所得特別控除額		\$9	13			0	1		一時所得額において、控除された特別控除額
42	免税対象肉用牛所得		\$9	13			0	1		免税対象肉用牛の売却により生じた所得
43	免税対象外肉用牛所得		\$9	13			0	1		免税対象外の肉用牛の売却により生じた所得
44	分離分						0	1		課税総所得(総合課税の対象になる所得)とは別計算されて 課税される分
45	分離短期土地等事業-維 所得額		\$9	13			0	1		地方税法附則第33条の3第1項
46	分離短期譲渡一般所得 額		\$9	13			0	1		特別控除前の金額。一般の短期譲渡所得
47	分離短期譲渡軽減所得 額		\$9	13			0	1		特別控除前の金額。国または地方公共団体に対する土地等の 譲渡に係る所得
48	分離長期譲渡一般所得 額		\$9	13			0	1		特別控除前の金額。一般の長期譲渡所得
49	分離長期譲渡特定所得 額		\$9	13			0	1		特別控除前の金額。優良住宅地等に係る長期譲渡所得
50	分離長期譲渡軽課所得 額		\$9	13			0	1		特別控除前の金額。居住用財産の長期譲渡所得
51	山林所得額		\$9	13			0	1		特別控除前の金額
52	分離退職所得額		\$9	13			0	1		特別控除後、1/2後の金額
53	先物取引所得額		\$9	13			0	1		
54	上場株式配当所得額		\$9	13			0	1		
55	未公開株式譲渡所得額		\$9	13			0	1		
56	上場株式譲渡所得額		S 9	13			0	1		
57	株式譲渡所得割額		S9	13			0	1		相当年度が平成15年度以前の株譲渡所得

デ**ー**ター覧

NO	情報名		+-	データ型	桁数		コード	出現		外字 使用	項目説明	
							CD	コード名	最小	最大	使用	
58			条約適用利子等所得額		\$9	13			0	1		
59			条約適用配当等所得額		S9	13			0	1		
60			分離短期一般特別控除 額		\$9	13			0	1		「分離短期一般譲渡所得額」から控除される特別控除額
61			分離短期軽減特別控除 額		\$9	13			0	1		「分離短期軽減譲渡所得額」から控除される特別控除額
62			分離長期一般特別控除 額		\$9	13			0	1		「分離長期一般譲渡所得額」から控除される特別控除額
63			分離長期特定特別控除 額		\$9	13			0	1		「分離長期特定譲渡所得額」から控除される特別控除額
64			分離長期軽課特別控除 額		\$9	13			0	1		「分離長期軽課譲渡所得額」から控除される特別控除額
65			山林所得特別控除額		\$9	13			0	1		「山林所得額」からから控除される特別控除額
66		合計所得額			\$9	13			0	1		地方税法上の合計所得(分離退職所得は除く)
67		総所得等の額			\$9	13			0	1		繰越控除後の合計所得(分離退職所得は除く)
68		繰越純損失額			\$9	13			0	1		
69		繰越雑損失額			\$9	13			0	1		
70		繰越株式損失額			\$9	13			0	1		
71		繰越先物損失額			\$9	13			0	1		
72		繰越居住用損失額			\$9	13			0	1		
73		居住用損失額			\$9	13			0	1		現年分の長期譲渡所得の内、総合分と損益通算可能な金額
74		本人専従者区分			Х	1		本人専従者区分	0	1		本人が専従者かを表す区分
75		専従者給与控除額			\$9	13			0	1		専従者への支払額
76		課税標準額							0	1		課税の対象となる金額

データ一覧

NO	情報名		+-	データ型	桁数		コード	出現	回数	外字	項目説明
INO	IFI TU		Τ-	ノーラ室	11 J XX	CD	コード名	最小	最大	使用	· 只口
77	総	所得額		\$9	13			0	1		所得金額から所得控除の合計額を差し引いた金額.
78		期土地等事業-雑課税 準額		S9	13			0	1		分離短期土地等事業・雑所得額の課税対象となる金額
79	短 額	期一般譲渡課税標準		S9	13			0	1		分離短期一般譲渡所得額の課税対象となる金額
80	短: 額	期軽減譲渡課税標準		S9	13			0	1		分離短期軽減譲渡所得額の課税対象となる金額
81	長: 額	期一般譲渡課税標準		S9	13			0	1		分離長期一般譲渡所得額の課税対象となる金額
82	長: 額	期特定譲渡課税標準		S9	13			0	1		分離長期特定譲渡所得額の課税対象となる金額
83	長: 額	期軽課譲渡課税標準		S9	13			0	1		分離長期軽課譲渡所得額の課税対象となる金額
84	Щ	林課税標準額		\$9	13			0	1		山林所得額の課税対象となる金額
85	先	物取引課税標準額		S9	13			0	1		先物取引所得額の課税対象となる金額
86	上額	場株式配当課税標準		S9	13			0	1		上場株式配当得額の課税対象となる金額
87	未準	公開株式譲渡課税標 額		\$9	13			0	1		未公開株式譲渡所得額の課税対象となる金額
88	上: 額	場株式譲渡課税標準		S9	13			0	1		上場株式譲渡所得額の課税対象となる金額
89	株	式譲渡課税標準額		S9	13			0	1		相当年度が平成15年度以前の株譲渡所得に対する課税標準額
90	所得税			\$9	13			0	1		均等割額 + 所得割額
91	経過措置フラグ			X	1		経過措置フラグ	0	1		老年者の非課税措置廃止に伴う住民税経過措置の対象者かを 表すフラグ
92	控除情報							0	1		
93	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	損控除額		\$9	13			0	1		前年中、災害等により日常生活に必要な資産に損害を受けた 場合の控除相当額
94	医:	療費控除額		S 9	13			0	1		前年中、本人や本人と生計をともにする親族のために医療費 を支払った場合の控除相当額
95	社	会保険控除額		S 9	13			0	1		前年中、本人や本人と生計をともにする親族のために社会保 険料(国民健康保険、国民年金など)を支払った場合、支 払った額

データ一覧

NO	情報名	+-	データ型	桁数		コード	出現	回数	外字	項目説明
INO	1月 11 日 1	+-) — 9 型	们及X	CD	コード名	最小	最大	使用	填口机附
96	小規模企業共済掛金控除額		\$9	13			0	1		前年中、小規模企業共済法の規定による第1種共済契約の掛金、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合、 支払った額
97	生命保険住民税控除額		\$9	13			0	1		受取人が本人か配偶者又は親族となっている生命保険契約・個人年金保険契約などで、支払った額(支払った保険料ー配当を受けた金額)により控除される金額。
98	損害保険住民税控除額		\$9	13			0	1		本人や生計を一にする配偶者又は親族が所有する家屋・家財や、これらの方の身体の障害などを保険の対象とする損害保険契約等について支払った額で(支払った保険料ー配当を受けた金額)、控除される金額。短期と長期の合計の控除額。
99	寄付金住民税控除額		S 9	13			0	1		共同募金会、日本赤十字社への募金、または都道府県・市区 町村に対する寄付を行った場合の控除相当額
100	障害者控除額		S 9	13			0	1		本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合の控 除額合計
101	老年者控除額		S9	13			0	1		本人、控除対象配偶者又は扶養親族が老年者である場合の控 除額合計
102	寡婦控除額		S 9	13			0	1		寡婦に該当する場合、その控除額
103	勤労学生控除額		\$9	13			0	1		前年中、自己の勤労に基づく給与所得が有り、合計所得金額が65万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得の合計額が10万円以下の場合、その控除額
104	配偶者控除額		S9	13			0	1		配偶者控除に該当する場合、その控除額
105	配偶者特別控除額		S 9	13			0	1		配偶者特別控除に該当する場合、その控除額
106	扶養控除額		S9	13			0	1		扶養控除の対象となる親族がいる場合、その控除額の合計
107	基礎控除額		S 9	13			0	1		基礎控除額
108	控除計		S 9	13			0	1		控除額の合計。「雑損控除額」から「基礎控除額 」までの 合計
109	控除対象配偶者区分		Х	1		控除対象配偶者区 分	0	1		配偶者控除の区分
110	同居老人扶養人数		9	2			0	1		老人扶養親族(同居老親等)の数
111	老人扶養人数		9	2			0	1		老人扶養親族の数
112	一般扶養人数		9	2			0	1		一般扶養親族の数

デ**ー**ター覧

NO	情報名			+-	データ型	桁数		コード		回数	外字 使用	項目説明
							CD	コード名	最小	最大		
113			特定扶養人数		9	2			0	1		特定扶養親族の数
114			同居特別障害者内数		9	2			0	1		同居特別障害者である扶養親族の数
115			特別障害者人数		9	2			0	1		特別障害者の数
116			普通障害者人数		9	2			0	1		一般の障害者の数
117		本人情報							0	1		
118			本人障害区分		Х	1		本人障害区分	0	1		本人が障害者であるかどうかの、障害であれば普通か特別か を表す区分
119			本人老年者区分		X	1		有無	0	1		本人が老年者に該当するかどうかを表す区分
120			本人寡婦区分		Х	1		本人寡婦区分	0	1		本人が寡婦に該当するかどうか、該当する場合は、男性か女性かを表す区分該当するかどうかを表す区分
121			本人勤労学生区分		X	1		有無	0	1		本人が寡婦に該当するかどうか、該当する場合は、男性か女性かを表す区分
122			本人未成年区分		X	1		有無	0	1		本人が未成年に該当するかどうかを表す区分
123	送付先情報								1	1		
124		識別番号			Х	15			1	1		個人(法人含む)を識別する番号
125		税目コード			Х	2		税目	1	1		「固定資産税」「軽自動車税」等の税の種類。 「個人住民税」を表すコードがセットされる。
126		送付先住所			住所情報				1	1		送付先の住所
127		送付先名称			N	100			1	1		送付先の名称(漢字)。法人の場合、必要に応じて、法人区分(株式会社など)も含めた名称を設定する。
128		送付先名称カナ			N	100			1	1		送付先名称のフリガナ
129	個人住民税特別徴収個人	税額情報							1	1		
130		識別番号			Х	15			1	1		個人を識別する番号
131		対象年度			Х	4			1	1		納税証明の対象となる年度

自治体業務アプリケーションユニット標準仕様 V 2 . 2

データ一覧					業務ユニット名:個人住民税										
N)	情報名		+-	データ型	桁数	CD	コード コード名	出現最小		外字 使用	項目説明			
13	2	月別納税額			S9	13			12	12		対象年度に含まれる月の、月ごとに納付すべき税額(特別徴収分)			